



# 島根県報

平成21年6月26日（金）

号外第127号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

---

## 目 次

---

**【規 則】**

島根県農業共済組合等検査規則

（農 業 経 営 課） 2

## 公布された条例等のあらまし

### ◇島根県農業共済組合等検査規則（規則第70号）

#### 1 規則の概要

- (1) 知事は、年度の初めに、当該年度に実施する常例検査の計画及び当該年度において重点的に検査を行う事項を定めるものとする。こととした。（第2条関係）
- (2) 検査は、県の職員の中から知事が任命した者（以下「検査員」という。）が行うこととした。（第3条関係）
- (3) 検査は、知事が別に定めるところにより組合等の業務及び会計に関して行うものとする。こととした。（第4条関係）
- (4) 検査の基準日は、検査に着手する日の前業務日とする。こととした。ただし、検査に着手する日の前業務日に残高試算表が作成されていない場合には、検査に着手する日の直近の残高試算表が作成された日を検査の基準日とすることができる。こととした。（第5条第1項関係）
- (5) 検査は、原則として検査の基準日の属する事業年度の前事業年度の開始の日から検査の基準日までについて行うものとする。こととした。（第5条第2項関係）
- (6) 検査は、組合等の事務所、倉庫、事業場その他組合等の業務に直接又は間接に関係のある場所において、現物の検査、帳簿その他の書類の検査又は役員若しくは職員からの説明の聴取の方法により行うものとする。こととした。（第6条関係）
- (7) 検査は、あらかじめ通告をしないで行わなければならない。こととした。（第8条関係）
- (8) 検査は、組合等の責任者1人以上を立ち合わせて行うものとする。こととした。（第9条第1項関係）
- (9) 検査に際し必要があると認めるときは、農業共済組合にあっては監事、市町村にあっては監査委員を立ち合わせるものとする。こととした。（第9条第2項関係）
- (10) 検査員は、検査に際し特に必要があると認めるときは、組合員又は加入者、取引先、退任した役員、退職した職員その他の関係者に対し、任意の説明、答弁又は書面の提出を求めることができる。こととした。（第11条関係）
- (11) 検査員は、検査が終了したときは、組合等の責任者に対して検査によって明らかになった事項について講評を行い、それについての意見を聴取しなければならない。こととした。（第13条関係）
- (12) 知事は、検査の結果、法令等の違反又は組合等の運営上改善の必要があると認められる事項があるときは、当該事項を記載した検査書を組合等に交付するものとする。こととした。（第14条第2項関係）
- (13) 知事は、組合員の請求による検査を行った場合には、当該検査の請求をした者に対し、当該検査の結果の概要を記載した書面を交付するものとする。こととした。（第14条第3項関係）
- (14) 知事は、検査書を交付した組合等に対し、期限を定めて当該検査書で指摘した事項に対する見解又は措置若しくは措置方針についての回答書の提出を求めるものとする。こととした。（第15条関係）
- (15) 検査員は、検査の拒否、妨害、忌避その他重大な事由により検査の実施が困難であると認めるときは、直ちに、知事にその旨を報告し、その指示を受けなければならない。こととした。（第16条関係）
- (16) 検査員又は検査員であった者は、検査に関して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。こととした。（第17条関係）

#### 2 施行期日

平成21年7月1日から施行することとした。

## 規

## 則

島根県農業共済組合等検査規則をここに公布する。

平成21年6月26日

## 島根県規則第70号

## 島根県農業共済組合等検査規則

島根県農業共済組合等検査規則（平成13年島根県規則第13号）の全部を改正する。

（趣旨）

**第1条** 農業災害補償法（昭和22年法律第185号。以下「法」という。）第142条の2から第142条の4までの規定により、農業共済組合及び共済事業を行う市町村（第9条第2項において「市町村」という。）（以下「組合等」と総称する。）に対して知事が行う検査（以下「検査」という。）は、農業災害補償法施行規則（昭和22年農林省令第95号）その他別に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

（検査計画等の作成）

**第2条** 知事は、年度の初めに、当該年度に実施する常例検査（検査のうち法第142条の3の規定により実施するものをいう。）の計画（月別及び組合等の別に定めるものをいう。）及び当該年度において重点的に検査を行う事項を定めるものとする。

（検査員）

**第3条** 検査は、県の職員の中から知事が任命した者（以下「検査員」という。）が行う。

2 知事は、検査員に農業災害補償法施行規則第46条の証票（第6条第3項において「身分証明書」という。）を交付するものとする。

3 知事は、検査員に検査を行わせるときは、別記様式による検査命令書を交付するものとする。

（検査事項）

**第4条** 検査は、知事が別に定めるところにより組合等の業務及び会計に関して行うものとする。

（検査の基準日及び範囲）

**第5条** 検査の基準日は、検査に着手する日の前業務日とする。ただし、検査に着手する日の前業務日に残高試算表が作成されていない場合には、検査に着手する日の直近の残高試算表が作成された日を検査の基準日とすることができる。

2 検査は、原則として検査の基準日の属する事業年度の前事業年度の開始の日から検査の基準日までについて行うものとする。ただし、知事が特に必要があると認めるときは、検査の基準日の属する事業年度の前事業年度の開始の日又は検査の基準日後についても行うことができる。

（検査の場所及び方法）

**第6条** 検査は、組合等の事務所、倉庫、事業場その他組合等の業務に直接又は間接に関係のある場所において、現物の検査、帳簿その他の書類の検査又は役員若しくは職員からの説明の聴取の方法により行うものとする。ただし、知事が特に必要があると認めるときは、知事が指定する場所において行うことができる。

2 検査は、原則として検査員2人以上が1組になって行うものとする。

3 検査員は、検査の着手に際しては、理事、市町村長その他の組合等の責任者（以下「組合等の責任者」という。）に対し、身分証明書及び検査命令書を提示して検査を行う旨を告げるものとする。

（執務時間内検査の原則）

**第7条** 検査は、組合等の執務時間内に行うものとする。ただし、やむを得ない事由があり、かつ、組合等の責任者の承諾を得たときは、この限りでない。

（無通告検査の原則）

**第8条** 検査は、あらかじめ通告をしないで行わなければならない。ただし、知事が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

（検査の立会い）

**第9条** 検査は、組合等の責任者1人以上を立ち合わせて行うものとする。

2 検査に際し必要があると認めるときは、農業共済組合にあつては監事、市町村にあつては監査委員を立ち合わせるも

のとする。

(検査物件の制限)

**第10条** 検査員は、私物について検査を行ってはならない。ただし、検査員が検査に際し特に必要があると認める場合で相手方の承諾を得たときは、この限りでない。

(取引先等との照査)

**第11条** 検査員は、検査に際し特に必要があると認めるときは、組合員又は加入者、取引先、退任した役員、退職した職員その他の関係者に対し、任意の説明、答弁又は書面の提出を求めることができる。

(検査員の留意事項)

**第12条** 検査員は、検査に当たっては、常に品位を保持し、検査に対する信頼を得るよう努めるとともに、組合等の業務の執行に支障を生じさせ、又は無用の負担を負わせないように留意しなければならない。

(検査講評)

**第13条** 検査員は、検査が終了したときは、組合等の責任者に対して検査によって明らかになった事項について講評を行い、それについての意見を聴取しなければならない。ただし、検査員は、特別の事由があると認めるときは、講評の時期を変更することができる。

(検査結果の報告及び検査書の交付等)

**第14条** 検査員は、検査を終了したときは、その結果を知事に報告するものとする。

2 知事は、検査の結果、法令等の違反又は組合等の運営上改善の必要があると認められる事項があるときは、当該事項を記載した検査書を組合等に交付するものとする。

3 知事は、検査（法第142条の4の規定によるものに限る。）を行った場合には、当該検査の請求をした者に対し、当該検査の結果の概要を記載した書面を交付するものとする。

(回答書の徴収)

**第15条** 知事は、前条第2項の検査書を交付した組合等に対し、期限を定めて当該検査書で指摘した事項に対する見解又は措置若しくは措置方針についての回答書の提出を求めるものとする。

2 農業共済組合は、前項の規定により回答書を提出するときは、当該回答書の内容に係る理事会の議事録の写し及び監事の意見書を添付しなければならない。

(検査の拒否等に対する措置)

**第16条** 検査員は、検査の拒否、妨害、忌避その他重大な事由により検査の実施が困難であると認めるときは、直ちに、知事にその旨を報告し、その指示を受けなければならない。

(守秘義務)

**第17条** 検査員又は検査員であった者は、検査に関して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(委任)

**第18条** この規則に定めるもののほか、組合等に対する検査に関し必要な事項は、知事が別に定める。

## 附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成21年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の島根県農業共済組合等検査規則第2条第2項の規定により交付された検査命令書は、この規則による改正後の島根県農業共済組合等検査規則第3条第3項の規定により交付された検査命令書とみなす。

別記様式（第3条関係）

		第	号
		年	月 日
検 査 命 令 書			
		職 名	氏 名
検 査 員			
農業災害補償法第142条の の規定により、		の検査の職務に従事することを命ずる。	
島根県知事			印

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。